

久 徴 会 会 則

第 1 条 本会は島根県立出雲高等学校久徴会と称す。

第 2 条 本会は会員相互の親睦を厚くし、心身の修養を図り、母校教育発展援助を目的とする。

第 3 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 会員一島根県立今市高等女学校、島根県立出雲高等学校及び併設中学校の卒業生及び同学校に在学し、卒業までに転退学した者で本会に入会を希望する者。
- (2) 客員一母校の現旧教職員

第 4 条 本会は事務局を母校に置く。

第 5 条 本会の事業は下記の通りである。

- (1) 3年に1回定期総会を開くこと。但し必要に応じて臨時総会及び各部会を開くことがある。
- (2) 慶弔・親睦・研修・社会奉仕等に関する事項
- (3) 母校教育発展援助に関する事項
- (4) 久徴会会報の発行、久徴会名簿の作成
- (5) その他役員会において決定した事項

第 6 条 本会に部会を置くことができる。

第 7 条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 顧問（会長経験者、校長） 副会長 若干名 部会長 若干名
評議員 各期若干名 監事 2名 幹事 若干名
- (2) 役員は下記の事項を行う。
会長は本会の一切の会務を統理する。
副会長は会長を補佐して会務を処理する。
部会長は定められた部会活動を遂行する。
評議員は評議員会を構成し、本会における予算、決算並びにその他の重要事項を評議し承認する。
監事は会計を監査する。
- (3) 会長は評議員会で推薦並びに承認し、総会に報告する。
副会長、部会長は会長が指名し、監事は評議員会で推薦並びに承認し、いずれも総会に報告する。
評議員は概ね高女部各期2名、高校部各期4名、定時制部各期1名を選出する。
選出にあたっては各期会員の推薦に基づいて、会長が委嘱する。
なお、副会長、部会長、監事および顧問（本校卒業生の校長）の経験者は評議員に会長が委嘱する。
- (4) 会長・副会長・評議員・監事・部会長の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第 8 条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。

会員は終身会費として入会時に評議員会において定められた額を納入すること。

第 9 条 本会の予算、決算は評議員会で承認し、総会に報告する。

第 10 条 本会の会則を変更しようとする場合は、評議員会で審議・決定し、総会に報告する。

附 則

本会則は、昭和50年3月4日より実施する。

本会則は、平成3年6月24日より実施する。

本会則は、平成5年6月19日より実施する。

本会則は、平成20年6月29日より実施する。

本会則は、平成26年7月12日より実施する。

本会則は、平成28年7月14日より実施する。